

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 条例
- 福島県税条例等の一部を改正する条例
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例
- 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例
- 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例
- 福島県県庁環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例
- 福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

四 四 四 三 三 三 三 二 二 〇 九 八 七 六 一

- 福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県林業研究センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

三 三 三 四 四 五

条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例、福島県県庁環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例、福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県林業研究センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例及び福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

福島県条例第五十四号

福島県知事 内堀 雅 雄

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| <p>一 第四十一条の二第二項に規定する 卸売販売業者等</p> | <p>第四十一条の二第三項に規定する書類 第四十一条の二第四項に規定する書類 第四十一条の五第二項に規定する書類</p> | <p>三項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、施行規則第二十五条第一項に規定するところにより、当該県税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>一 第四十一条の十三に規定する製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者 同条に規定する帳簿</p> <p>二 第四十二条の十三に規定するゴルフ場利用税の特別徴収義務者 同条に規定する帳簿</p> <p>三 第五十八条の十七に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等 同条に規定する帳簿</p> <p>四 第五十八条の二十五第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項に規定する帳簿</p> <p>2 第四十一条の二第二項に規定する卸売販売業者等は、第四十一条の五第二項に規定する県税関係書類（第四十一条の二第三項若しくは第四項、第四十一条の五第二項、第五十八条の二十五第六項又は第五十八条の二十七第六項の規定により保存することとされている書類をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、施行規則第二十五条第三項に規定するところにより、当該県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該県税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、次の表の各号の上欄に掲げる者は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる県税関係書類の全部又は一部について、当該県税関係書類に記載されている事項を施行規則第二十五条第四項に規定する装置により電磁的記録に記録する場合には、施行規則第二十五条第五項及び第七項に規定するところにより、当該県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該県税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該県税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該施行規則に規定するところに従つて行われていないとき（当該県税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の施行規則第二十五条第九項に規定する要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。</p> |
|--------------------------------------|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>3 第一項の規定により同項に規定する県税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者及び前項の規定により同項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、施行規則第二十七条第一項に規定するところ</p> <p>2 第五十八条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者は、第五十八条の二十七第五項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供をもつて当該書類の提出に代えることができる。</p> <p>2 第五十八条の二十五第六項に規定する自己に係る承認を受けた者</p> <p>三 第五十八条の二十七第六項の特別徴収義務者</p> | <p>第五十八条の二十五第六項に規定する自己に係る承認を受けた者</p> <p>第五十八条の二十七第六項に規定する書類</p> <p>（県税関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）</p> <p>第四百四十九条 前条第一項各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める県税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、施行規則第二十六条第一項に規定するところにより、当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。）による保存をもつて当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 前条第二項に掲げる者は、同項に定める県税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、施行規則第二十六条第二項に規定するところにより、当該県税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該県税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前条第一項の規定により同項各号に定める県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えている当該各号に掲げる者又は同条第二項の規定により同項に定める県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該県税関係書類の保存に代えている同項に掲げる者は、施行規則第二十六条第三項に規定する場合には、当該県税関係帳簿又は当該県税関係書類の全部又は一部について、施行規則第二十六条第四項に規定するところにより、当該県税関係帳簿又は当該県税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該県税関係帳簿又は当該県税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。</p> <p>（県税関係書類の電磁的記録による徴収等）</p> <p>第四百五十条 第四十一条の二第二項に規定する卸売販売業者等は、同条第三項又は第四項に規定する県税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもつて当該県税関係書類の徴収に代えることができる。</p> |
|--|---|

金額による。

第三条 福島県税条例の一部を改正する条例（令和二年福島県条例第三十四号）附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の福島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第八條第十二項中「一般送配電事業者が、」を「一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が」に改め、「場合」の下に「又は同法第二條第一項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で施行規則に規定するものに交付する場合」を加える。

第四条 福島県税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第二条のうち福島県税条例第三十八條の二第一項の改正規定中「第二十一項及び第二十二項」を「及び第二十一項から第二十三項まで」に、「第三十三項及び第三十四項」を「及び第三十三項から第三十五項まで」に改める。

第五条 福島県産業廃棄物税条例（平成十七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項後段を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の特別徴収義務者等は、同項に規定する県税関係帳簿（同項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第二十五條第一項に規定するところにより、当該県税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の備付け及び保存をもって当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

3 第一項の特別徴収義務者等は、同項に規定する県税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、施行規則第二十六條第一項に規定するところにより、当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）による保存をもって当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

4 第二項の規定により同項に規定する県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えている第一項の特別徴収義務者等は、施行規則第二十六條第三項に規定する場合には、当該県税関係帳簿の全部又は一部について、施行規則第二十六條第四項に規定するところにより、当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の記録の保存に代えることができる。

5 前三項のいずれかに規定する施行規則に規定するところに従って備付け及び保存

が行われている県税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該県税関係帳簿とみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福島県条例第三十八條の十六、第三十八條の二十四第一項及び第三十八條の三十第一項の改正規定 令和三年十月一日

二 第一条中福島県条例の目次の改正規定、同条例第三十八條の三十第二項、第四十一條の十三から第四十一條の十六まで、第四十二條の十三及び第五十八條の十七の改正規定並びに同条例の本則に一章を加える改正規定並びに第五条並びに附則第二條、第七條及び第八條の規定 令和四年一月一日

三 第二条中福島県条例第三十九條及び第三十九條の七並びに同条例附則第八條の改正規定並びに第三条並びに附則第四條及び第五條の規定 令和四年四月一日

四 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第三条の規定 令和六年一月一日

（県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）第三十八條の三十第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七條の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七條の規定による改正前の租税特別措置法第三十七條の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の福島県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 次項に定めるものを除き、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の福島県税条例（同項において「四年新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 四年新条例附則第八條第十二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の日以後を開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

第五条 第三条の規定による改正後の福島県税条例の一部を改正する条例（令和二年福島県条例第三十四号）附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の福島県税条例の規定は、附

則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第六条 新条例附則第九条の八第一項の規定は、令和三年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

第七条 新条例第四百四十八条第一項及び第四百四十九条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する県税関係帳簿(新条例第四百四十八条第一項に規定する県税関係帳簿をいう。第四項において同じ。)について適用する。

2 新条例第四百四十八条第二項及び第四百四十九条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新条例第四百四十八条第二項に定める県税関係書類(同項に規定する県税関係書類をいう。以下この条において同じ。)について適用する。

3 新条例第四百四十八条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項の表の各号の下欄に掲げる県税関係書類について適用する。

4 新条例第四百四十九条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる県税関係帳簿又は新条例第四百四十八条第二項に定める県税関係書類に係る電磁的記録(同条第一項に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ。)について適用する。

5 新条例第五百十条第一項及び第二項の規定は、令和四年一月一日以後に徴する同条第一項に規定する県税関係書類又は同日以後に提出する同条第二項に規定する書類について適用する。

6 新条例第五百十条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に提供を受ける同条第一項に規定する県税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録について適用する。

(福島県産業廃棄物税条例の一部改正に係る準用)

第八条 第五条の規定による改正後の福島県産業廃棄物税条例第十八条の規定による県税関係帳簿の備付け及び保存については、附則第七条第一項及び第四項の規定を準用する。

(福島県森林環境税条例の一部改正)

第九条 福島県森林環境税条例の一部を改正する条例(令和二年福島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

福島県森林環境税条例(平成十七年福島県条例第三号)第三条第一項の改正規定中「令和八年三月三十一日」に「改め」を加え、同項の改正規定及び附則中「各通算親法人事業年度」に「削り」に改める。

(税 務 課)

福島県条例第五十五号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

(福島県税特別措置条例の一部改正)

第一条 福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改め、同条第六号から第十号までを次のように改める。

六から十まで 削除

第二条第十三号中「第二条第四十号」を「第二条第三十七号」に改める。

第五条を次のように改める。

(過疎地域における県税の課税免除)

第五条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法以下この条において「法」という。)から令和六年三月三十一日までの期間(当該地域が当該期間内に当該過疎地域に該当しないこととなる場合には、当該公示日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、同条第一項に規定する過疎地域の区域(令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて法第四十二条の規定により過疎地域とみなされることとなる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域に限る。次項において同じ。)又は法附則第五条に規定する特定市町村の区域(法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。)のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和三年総務省令第三十一号。以下この項において「省令」という。)第一条第一号イに規定する特別償却設備(以下この項において「特別償却設備」という。)の取得等(法第二十三条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。)をした青色申告者等(以下この項において「特別償却設備設置者」という。)に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に定める県税を免除するものとする。

一 事業税にあつては、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以降三箇年の間の各年(法人にあつては、当該事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して三箇年の間における各事業年度)に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして省令第二条の規定により計算

した額に対して課するもの

二 不動産取得税にあつては、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

三 固定資産税にあつては、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である大規模償却資産に対して課するもの（初年度以降三箇年度の間に課すべきものに限る。）

2 過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち、法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後当該要件に最初に該当することとなる年から五箇年の間の各年（当該要件に該当しない年を除く。）のその者の所得金額に対して課する事業税を免除するものとする。

第六条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「起算して五年内」を「令和五年三月三十一日まで」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第七条から第九条の五までを次のように改める。

第七条から第九条の五まで 削除

第九条の六第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「所得、清算所得」を「所得金額」に改め、同条第二項を削る。

第十一条中「第九条及び」を削る。

第十二条第一項中「、第九条第一号」及び「、第九条」を削り、同条第二項中「、第九条」を削る。

第二条 福島県税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「若しくは法人税法」を「又は法人税法」に、「第二第三十七号」を「第二第三十六号」に改め、「又は同法第二条第十六号に規定する連結申告法人」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 第一条による改正後の福島県税特別措置条例（以下「新条例」という。）第五条、第六条の二及び第九条の六の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 新条例第五条第一項の規定は、適用日以後に第一条による改正前の福島県税特別措置条例第五条第一項に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等（新条例第二条第十三号に規定する青色申告者等を

いう。以下同じ。）について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者等については、なお従前の例による。

（税 務 課）

福島県条例第五十六号

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例

第一条中「（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「単に」を削り、「に係る」を「のうち、法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域（以下「特定復興産業集積区域」という。）における」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、「（同法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第三号中「規定する大規模償却資産」を「規定する大規模の償却資産」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 前条の規定による県税の課税免除、福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）第五条若しくは第六条の二の規定による県税の課税免除若しくは同条例第九条の六若しくは第九条の七の規定による県税の不均一課税、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例（平成二十五年福島県条例第五十三号）第二条若しくは第三条の規定による県税の課税免除、福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除又は福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例（令和三年福島県条例第五十九号）第二条の規定による県税の課税免除については、納税義務者の選択により、いずれか一の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に新設され、又は増設され

県税の課税免除又は福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例（令和三年福島県条例第五十九号）第二条の規定による県税の課税免除については、納税義務者の選択により、いずれか一の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和三年四月二日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

（税 務 課）

福島県条例第五十八号

福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例

（趣 旨）

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）以下「法」という。）第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下「提出特定事業活動振興計画」という。）に基づき特定事業活動を実施する事業者が、次条に規定する特定事業活動施設等を新設又は増設した場合の県税の課税免除に必要事項を定めるものとする。

（県税の課税免除）

第二条 県内において、法第七十四条第三項の規定による提出特定事業活動振興計画を提出した日（以下「提出日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十五年総務省令第四十九号。以下この条において「省令」という。）第三条第一号に規定する特定事業活動施設等（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第七十五条の二の指定を受けた者に限る。）に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に定める県税を免除するものとする。

- 一 事業税にあつては、当該新設し、又は増設した特定事業活動施設等を事業の用に供した日の属する年以降五箇年の間の各年（法人にあつては、当該事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して五箇年の間における各事業年度）に係る所得又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特定事業活動施設等に係るものとして省令第五条の規定により計算した額に対して課するもの
- 二 不動産取得税にあつては、当該新設し、又は増設した特定事業活動施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

三 固定資産税にあつては、当該新設し、又は増設した特定事業活動施設等である大規模償却資産（地方税法第三百四十九条の四第一項に規定する大規模の償却資産をいう。）に対して課するもの（当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年の四月一日の属する会計年度（以下「初年度」という。）以降五箇年度の間に課すべきものに限る。）

（適用）

第三条 前条の規定による県税の課税免除、福島県特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）第五条若しくは第六条の規定による県税の課税免除若しくは同条例第九条の六若しくは第九条の七の規定による県税の不均一課税、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県条例第四十九号）第二条の規定による県税の課税免除、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例（平成二十五年福島県条例第五十三号）第二条若しくは第三条の規定による県税の課税免除又は福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例（令和三年福島県条例第五十九号）第二条の規定による県税の課税免除については、納税義務者の選択により、いずれか一の規定を適用する。

（課税免除の申請）

第四条 第二条の規定により県税の免除を受けようとする事業税、不動産取得税又は固定資産税の納税義務者で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める申請期限までに、規則で定める様式による課税免除申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 個人の事業税の納税義務者 特定事業活動施設等を事業の用に供した日の属する年の翌年以降五箇年の間の各年の三月十五日（年の中途中において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月を経過する日）
 - 二 法人の事業税の納税義務者 特定事業活動施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して五箇年の間における各事業年度の事業税について福島県条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）第三十九条の十一第一項各号（第五号を除く。）に規定する申告納付すべき期間の末日
 - 三 不動産取得税の納税義務者 当該不動産を取得した日から六十日を経過する日
 - 四 固定資産税の納税義務者 初年度の初日の属する年の三月二十日
- （課税免除の規定の適用があるべき旨の申告があつた場合の不動産取得税の納期限の延長）
- 第五条** 知事は、不動産取得税の納税義務者で第二条第二号に規定する特定事業活動施設等である家屋の敷地である土地を取得したのから、当該土地に係る不動産取得税について第二条第二号の規定の適用があるべき旨の申告があり、かつ、当該申告が真実であると認められるときは、当該不動産取得税の納期限の翌日から当該不動産取得税が第二条第二号の規定の適用を受けることとなる日までの期間を限り、当該不動産取得税の納期限を延長することができる。
- 2 前項の納期限の延長の申請をする者は、規則で定める様式による申請書に第二条の

規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、福島県税条例第四十条の七の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを知事に提出しなければならぬ。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、提出日以降この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に県内において、特定事業活動施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。

3 前項の規定の適用を受ける者に課された、又は課されるべきであった次に掲げる県税については、第四条に規定する申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して六十日を経過した日とする。

一 提出日から施行日の前日までの間に特定事業活動施設等を事業の用に供し、当該期間中に事業の廃止があつた場合における当該事業に係る令和三年度分の個人の事業税

二 特定事業活動施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の所得又は収入金額に係る事業税について提出日から施行日の前日までの間に申告があつた場合における当該申告に係る法人の事業税

三 特定事業活動施設等の取得の日が提出日から施行日の前日までの間である場合における家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税

(税 務 課)

福島県条例第五十九号

福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)以下「法」という。)第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画(以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。)に基づき法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域(以下「新産業創出等推進事業促進区域」という。)内において新産業創出等推進事業を実施する事業者が、次条に規定する新産業創出等推進事業施設等を新設又は増設した場合の県税の課税免除に關し必要な事項を定めるものとする。

(県税の課税免除)

第二条 新産業創出等推進事業促進区域内において、法第八十四条第四項の規定による提出新産業創出等推進事業促進計画を提出した日(以下「提出日」という。)から令和八年三月三十一日までの間に、福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成二十五年総務省令第四十九号)以下この条において「省令」という。)第四条第一号に規定する新産業創出等推進事業施設等(以下「新産業創出等推進事業施設等」という。)を新設し、又は増設した者(法第八十五条の二第三項の認定を受けた者に限る。)に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に定める県税を免除するものとする。

一 事業税にあつては、当該新設し、又は増設した新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する年以降五箇年の間の各年(法人にあつては、当該事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して五箇年の間における各事業年度)に係る所得又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして省令第五条の規定により計算した額に対して課するもの

二 不動産取得税にあつては、当該新設し、又は増設した新産業創出等推進事業施設等である家屋及びその敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

三 固定資産税にあつては、当該新設し、又は増設した新産業創出等推進事業施設等である大規模償却資産(地方税法第三百四十九条の四第一項に規定する大規模の償却資産をいう。)に対して課するもの(当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年の四月一日の属する会計年度(以下「初年度」という。)以降五箇年度の間に課すべきものに限る。)

(適用)

第三条 前条の規定による県税の課税免除、福島県税特別措置条例(昭和三十三年福島県条例第十九号)第五条若しくは第六条の規定による県税の課税免除若しくは同条例第九条の六若しくは第九条の七の規定による県税の不均一課税、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成二十四年福島県条例第四十九号)第二条の規定による県税の課税免除、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例(平成二十五年福島県条例第五十三号)第二条若しくは第三条の規定による県税の課税免除又は福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に關する条例(令和三年福島県条例第五十八号)第二条の規定による県税の課税免除については、納税義務者の選択により、いずれか一の規定を適用する。

(課税免除の申請)

第四条 第二条の規定により県税の免除を受けようとする事業税、不動産取得税又は固定資産税の納税義務者で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める申請期限までに、

規則で定める様式による課税免除申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 個人の事業税の納税義務者 新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する年の翌年以降五箇年の間の各年の三月十五日(年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月を経過する日)

二 法人の事業税の納税義務者 新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して五箇年の間における各事業年度の事業税について福島県条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)第三十九条の十一第一項各号(第五号を除く。)に規定する申告納付すべき期間の末日

三 不動産取得税の納税義務者 当該不動産を取得した日から六十日を経過する日

四 固定資産税の納税義務者 初年度の初日の属する年の三月二十日

第五條 知事は、不動産取得税の納税義務者で第二条第二号に規定する新産業創出等推進事業施設等である家屋の敷地である土地を取得したもから、当該土地に係る不動産取得税について第二条第二号の規定の適用があるべき旨の申告があり、かつ、当該申告が真実であると認められるときは、当該不動産取得税の納期限の翌日から当該不動産取得税が第二条第二号の規定の適用を受けることとなる日までの期間を限り、当該不動産取得税の納期限を延長することができる。

第六條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要事項は、規則で定める。

附 則

一 (施行期日) この条例は、公布の日から施行する。

二 (経過措置) この条例の規定は、提出日以降この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に当該提出に係る新産業創出等推進事業促進区域内において、新産業創出等推進事業施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。

三 前項の規定の適用を受ける者に課された、又は課されるべきであった次に掲げる県税については、第四条に規定する申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して六十日を経過した日とする。

一 提出日から施行日の前日までの間に新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供し、当該期間中に事業の廃止があった場合における当該事業に係る令和三年度分の個人の事業税

二 新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の所得又は収入金額に係る事業税について提出日から施行日の前日までの間に申告があった場合における当該申告に係る法人の事業税

三 新産業創出等推進事業施設等の取得の日が提出日から施行日の前日までの間である場合における家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税 (税 務 課)

福島県条例第六十号

福島県帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例

福島県帰還環境整備交付金基金条例(平成二十七年福島県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

福島県帰還・移住等環境整備交付金基金条例

第一条中「帰還環境整備交付金事業等」を「帰還・移住等環境整備交付金事業等」に、「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に、「福島県帰還環境整備交付金基金」を「福島県帰還・移住等環境整備交付金基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(避難地域復興課)

福島県条例第六十一号

福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(就業環境の整備)

第七条の二 保護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七条の三 保護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

の変更を行うものとする。
 第八条に次の一項を加える。

3 保護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
 第九条に次の一項を加える。

2 前項の帳簿の整備は、書面に代えて、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。
 第十七条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の三号を加える。

一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第十九条に次の一項を加える。

2 前項第三号の帳簿の整備は、書面に代えて、電磁的記録により行うことができる。

附 則

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。
 （経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県保護施設等の設備及び基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第七条の三の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十七条第二項（改正後の条例第二十五条、第三十一条及び第三十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（社会福祉課）

福島県条例第六十二号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百一十一条」の下に「第二百一十二条」を加える。
 第二百一十条第一項中「「特例介護給付費」を「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」に改める。
 第二百一十一条を第二百一十二条とし、第十八章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二百一十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条の五、第九十五条の四、第九十九条の四、第九十九条の五、第九十九条の六、第九十九条の七、第九十九条の八、第九十九条の九、第九十九条の十、第九十九条の十一、第九十九条の十二、第九十九条の十三、第九十九条の十四、第九十九条の十五、第九十九条の十六、第九十九条の十七、第九十九条の十八、第九十九条の十九、第九十九条の二十、第九十九条の二十一、第九十九条の二十二、第九十九条の二十三、第九十九条の二十四、第九十九条の二十五、第九十九条の二十六、第九十九条の二十七、第九十九条の二十八、第九十九条の二十九、第九十九条の三十、第九十九条の三十一、第九十九条の三十二、第九十九条の三十三、第九十九条の三十四、第九十九条の三十五、第九十九条の三十六、第九十九条の三十七、第九十九条の三十八、第九十九条の三十九、第九十九条の四十、第九十九条の四十一、第九十九条の四十二、第九十九条の四十三、第九十九条の四十四、第九十九条の四十五、第九十九条の四十六、第九十九条の四十七、第九十九条の四十八、第九十九条の四十九、第九十九条の五十、第九十九条の五十一、第九十九条の五十二、第九十九条の五十三、第九十九条の五十四、第九十九条の五十五、第九十九条の五十六、第九十九条の五十七、第九十九条の五十八、第九十九条の五十九、第九十九条の六十、第九十九条の六十一、第九十九条の六十二、第九十九条の六十三、第九十九条の六十四、第九十九条の六十五、第九十九条の六十六、第九十九条の六十七、第九十九条の六十八、第九十九条の六十九、第九十九条の七十、第九十九条の七十一、第九十九条の七十二、第九十九条の七十三、第九十九条の七十四、第九十九条の七十五、第九十九条の七十六、第九十九条の七十七、第九十九条の七十八、第九十九条の七十九、第九十九条の八十、第九十九条の八十一、第九十九条の八十二、第九十九条の八十三、第九十九条の八十四、第九十九条の八十五、第九十九条の八十六、第九十九条の八十七、第九十九条の八十八、第九十九条の八十九、第九十九条の九十、第九十九条の九十一、第九十九条の九十二、第九十九条の九十三、第九十九条の九十四、第九十九条の九十五、第九十九条の九十六、第九十九条の九十七、第九十九条の九十八、第九十九条の九十九、第九十九条の百）及び第九十九条の百一において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法）によるものを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第六十三号

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」の下に「第六十三条」を加える。

第三十六条第三項及び第四項、第四十七条第四項、第四十七條の二、第四十九條第三項、第五十条第二項、第五十二条第二項、第五十三条第三項並びに第五十九條の二中、「指定障害者支援施設等」を「指定障害者支援施設」に改める。

第四章を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 雑則

（電磁的記録等）

第六十二条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項、第十六条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第六十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第六十四号

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」の下に「第九十二条」を加える。

第九十一条を第九十二条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第九十一条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第六十五号

福島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九條の二の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二十条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮

をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第六十六号

福島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第十九条とし、第十七条の二の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第十八条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第六十七号

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」の下に「第四十七条」を加える。

第四十六条を第四十七条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第四十六条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第六十八号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中第六十七号を第八十三号とし、第六十四号から第六十六号までを十六号ずつ繰り下げ、同表第六十三号中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十四項」に改め、同号を同表第七十九号とし、同表中第六十二号を第七十八号とし、第五十六号から第六十一号までを十六号ずつ繰り下げ、第五十五号を第七十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

| | | |
|--|------------------------|------------|
| 六十九 政令第十六条の四 第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造業又は化粧品等の製造業の登録証の書換え交付を受けようとする者 | 医薬品等製造業 登録証書換え交付手数料 | 一件につき二千五百円 |
| 七十 政令第十六条の五 第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品、医薬部外品又は化粧品 | 医薬品等製造業 登録証再交付手数料 | 一件につき三千三百円 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p>品の保管のみを行う製造業の登録証の再交付を受けようとする者</p> | <p>第一条第一項の表中第五十四号を第六十八号とし、第五十一号から第五十三号までを十四号ずつ繰り下げ、第五十号を第六十四号とし、同号の前に次の四号を加える。</p> | <p>六十 法第八十条第一項の規定に基づく輸出用の医薬品に係る適合性調査(同項の規定に基づき製造をしようとするときに受ける調査(以下「製造時調査」という。)に限る。)を受けようとする者(第六十四号に掲げる者を除く。)</p> <p>輸出用医薬品適合性調査申請手数料(製造時調査)</p> <p>ア 無菌医薬品(ウ及びエに掲げるものを除く。) 一品目につき七万六千五百円 イ 一般医薬品(ウ及びエに掲げるものを除く。) 一品目につき五千三百円 ウ 医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)であって、調査を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円 エ 医薬品(無菌医薬品又は一般医薬品の最終製品を除く。)であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円</p> | <p>六十一 法第八十条第一項の規定に基づく輸出用の医薬部外品に係る適合性調査(製造時調査に限る。)を受けようとする者(第六十四号に掲げる者を除く。)</p> <p>輸出用医薬部外品適合性調査申請手数料(製造時調査)</p> <p>ア 無菌医薬部外品(ウ及びエに掲げるものを除く。) 一品目につき七万六千五百円 イ 一般医薬部外品(ウ及びエに掲げるものを除く。) 一品目につき五千三百円 ウ 医薬部外品であって、調査を受ける製造所において当該医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円 エ 医薬部外品(最終製剤を除く。)であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの</p> |
| <p>六十 法第八十条第一項の規定に基づく輸出用の医薬品に係る適合性調査(同項の規定に基づき製造開始後五年を経過することを受ける調査(以下「輸出定期調査」という。)に限る。)を受けようとする者</p> | <p>輸出用医薬品適合性調査申請手数料(輸出定期調査)</p> | <p>ア 無菌医薬品(調査を受ける製造所において当該無菌医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うものを除く。)を含む医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)に係る調査を受ける場合(ウ及びエに掲げる場合を除く。)(一回の調査につき十四万六千六百円に次の(1)から(4)までに掲げる品目の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額に品目数を乗じて得た額を加算した額 (1) 無菌医薬品(3)及び(4)に掲げるものを除く。) 三千七百円 (2) 一般医薬品(3)及び(4)に掲げるものを除く。) 千八百円 (3) 医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)であって、調査を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 八百円 (4) 医薬品(無菌医薬品又は一般医薬品の最終製剤を除く。)であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 八百円</p> | <p>イ 医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)に係る調査を受ける場合(ア、ウ及びエに掲げる場合を除く。)(一回の調査につき十萬四千七百円に次の(1)から(3)までに掲げる品目の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)ま</p> |

| | |
|--|---|
| <p>六十三 法第八十条第一項の規定に基づく輸出用の医薬部外品に係る適合性</p> | |
| <p>輸出用医薬部外品適合性調査申請手数料(輸出)</p> | |
| <p>ア 無菌医薬部外品(調査を受ける製造所において当該無菌医薬部外品の製造工程のうち包装等</p> | <p>でに定める額に品目数を乗じて得た額を加算した額 (1) 一般医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 千八百円 (2) 医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)であつて、調査を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 八百円 (3) 医薬品(無菌医薬品又は一般医薬品の最終製剤を除く。)であつて、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 八百円 ウ 医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)であつて、調査を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うものに係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五千七百八十円に品目数に八百円(調査を受ける製造所において保管のみを行うものにあつては八百円)を乗じて得た額を加算した額 エ 医薬品(無菌医薬品又は一般医薬品の最終製剤を除く。)であつて、調査を受ける製造所において保管のみを行うものに係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五千七百八十円に品目数に八百円を乗じて得た額を加算した額</p> |

調査(輸出定期調査に限る。)を受けようとする者

定期調査

| | |
|---|--|
| <p>イ 医薬部外品に係る調査を受ける場合(ア及びウに掲げる場合を除く。) 一回の調査につき十万四千七百円に品目数に次の(1)から(3)までに掲げる品目の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額に品目数を乗じて得た額を加算した額 (1) 一般医薬部外品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 千八百円 (2) 医薬部外品(無菌医薬部外品及び一般医薬部外品に限る。)であつて、調査を受ける製造所において当該医薬部外品の</p> | <p>のみを行うものを除く。)を含む医薬部外品に係る調査を受ける場合(ウ及びエに掲げる場合を除く。) 一回の調査につき十四万六千六百円に次の(1)から(4)までに掲げる品目の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額に品目数を乗じて得た額を加算した額 (1) 無菌医薬部外品(3)及び(4)に掲げるものを除く。) 三千七百円 (2) 一般医薬部外品(3)及び(4)に掲げるものを除く。) 千八百円 (3) 医薬部外品であつて、調査を受ける製造所において当該医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 八百円 (4) 医薬部外品(最終製剤を除く。)であつて、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 八百円</p> |
|---|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>四十九 法第十四条第七項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品に係る適合性調査（同条第一項の承認又は同条第十五項の承認を受けようとするときの調査（以下「承認時調査」という。）に限る。）を受けようとする</p> | <p>第一条第一項の表中第四十六号から第四十九号までを削り、同表第四十五号中「第十四条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同号を第五十九号とし、同表第四十四号中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同号を第五十八号とし、同表第四十三号を第五十七号とし、同号の前に次の八号を加える。</p> | |
| <p>医薬品適合性調査申請手数料（承認時調査）</p> | | |
| <p>ア 無菌医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 一品目につき七万六千五百円 イ 一般医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 一品目につき五千三百円 ウ 医薬品（無菌医薬品及び一般医薬品に限る。）であって、調査を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等</p> | | <p>製造工程のうち包装等のみを行うもの 八百円 (3) 医薬部外品（最終製品を除く。）であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 八百円 ウ 医薬部外品であって、調査を受ける製造所において当該医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行うものに係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五千七百八十円に品目数に八百分（調査を受ける製造所において保管のみを行うものにあつては八百円）を乗じて得た額を加算した額 エ 医薬部外品（最終製品を除く。）であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うものに係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五千七百八十円に品目数に八百円を乗じて得た額を加算した額</p> |
| <p>五十一 法第十四条第七項の規定に基づく医薬品に係る適合性調査（同条第一項の承認の取得後五年を経過することを受ける調査（以下「定期調査」という。）に限る。）を受けようとする者</p> | <p>医薬品適合性調査申請手数料（定期調査）</p> | <p>五十 法第十四条第七項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬部外品に係る適合性調査（承認時調査に限る。）を受けようとする者（第六十四号に掲げる者を除く。）</p> |
| <p>ア 無菌医薬品（調査を受ける製造所において当該無菌医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うものを除く。）を含む医薬品（無菌医薬品及び一般医薬品に限る。）に係る調査を受ける場合（ウ及びエに掲げるものを除く。） 一回の調査につき十四万六千六百円に次の(1)から(4)までに掲げる品目の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額に品目数を乗じて得た額を加算した額 (1) 無菌医薬品（3）及び(4)に掲げるものを除く。） 三千七</p> | <p>医薬部外品適合性調査申請手数料（承認時調査）</p> | <p>のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円 エ 医薬品（無菌医薬品又は一般医薬品の最終製品を除く。）であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円 ア 無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 一品目につき七万六千五百円 イ 一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 一品目につき五千三百円 ウ 医薬部外品であって、調査を受ける製造所において当該医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円 エ 医薬部外品（最終製品を除く。）であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円</p> |

| | |
|---|--|
| ウ | <p>(2) 一般医薬品(3)及び(4)に掲げるものを除く。) 千八百円</p> <p>(3) 医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)であって、調査を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 八百円</p> <p>(4) 医薬品(無菌医薬品又は一般医薬品を最終製成品を除く。)であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 八百円</p> <p>イ 医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)に係る調査を受ける場合(ア、ウ及びエに掲げる場合を除く。) 一回の調査につき十万四千七百円に次の(1)から(3)までに掲げる品目の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額に品目数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(1) 一般医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 千八百円</p> <p>(2) 医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)であって、調査を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 八百円</p> <p>(3) 医薬品(無菌医薬品又は一般医薬品を最終製成品を除く。)であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 八百円</p> <p>医薬品(無菌医薬品及び一般</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>五十二 法第十四条第七項の規定に基づく医薬部外品に係る適合性調査(定期調査に限る。)を受けようとする者</p> | |
| <p>医薬部外品適合性調査申請手数料(定期調査)</p> | |
| <p>ア 無菌医薬部外品(調査を受ける製造所において当該無菌医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行うものを除く。)を含む医薬部外品に係る調査を受ける場合(ウ及びエに掲げる場合を除く。) 一回の調査につき十四万六千六百円に次の(1)から(4)までに掲げる品目の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額に品目数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(1) 無菌医薬部外品(3)及び(4)に掲げるものを除く。) 三千七百円</p> <p>(2) 一般医薬部外品(3)及び(4)に掲げるものを除く。) 千八百円</p> <p>(3) 医薬部外品であって、調査を受ける製造所において当該</p> | <p>医薬品に限る。)であって、調査を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うものに係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五万七千八百円に品目数に八百円(調査を受ける製造所において保管のみを行うものにあつては八百円)を乗じて得た額を加算した額</p> <p>エ 医薬品(無菌医薬品又は一般医薬品を最終製成品を除く。)であって、調査を受ける製造所において保管のみを行うものに係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五万七千八百円に品目数に八百円を乗じて得た額を加算した額</p> |

| | | | |
|--|---|---|--------------------------|
| <p>医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 八百円</p> <p>(4) 医薬部外品（最終製品を除く。）であつて、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 八百円</p> | <p>イ 医薬部外品に係る調査を受ける場合（ア、ウ及びエに掲げる場合を除く。）一回の調査につき十万四千七百円に品目数に次の(1)から(3)までに掲げる品目の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額に品目数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(1) 一般医薬部外品（2）及び(3)に掲げるものを除く。） 千八百円</p> <p>(2) 医薬部外品（無菌医薬部外品及び一般医薬部外品に限る。）であつて、調査を受ける製造所において当該医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 八百円</p> <p>(3) 医薬部外品（最終製品を除く。）であつて、調査を受ける製造所において保管のみを行うもの 八百円</p> | <p>ウ 医薬部外品であつて、調査を受ける製造所において当該医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行うものに係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五万七千八百円に品目数に八百円（調査を受ける製造所において保管のみを行うものにあつては八百円）を乗じて得た額を加算した額</p> | <p>エ 医薬部外品（最終製剤を除く。）</p> |
|--|---|---|--------------------------|

| | | |
|---|------------------------|--|
| <p>五十三 法第十四条の二第一項の規定に基づく医薬品に係る製造工程の区分ごとの適合性調査を受けようとする者</p> | <p>医薬品区分適合性調査申請手数料</p> | <p>であつて、調査を受ける製造所において保管のみを行うものに係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五万七千八百円に品目数に八百円を乗じて得た額を加算した額</p> |
| <p>ア 無菌医薬品（調査を受ける製造所において包装等のみを行うもの又は保管のみ（最終製品を除く。）を行うものを除く。）に係る次の(1)から(3)までの区分の調査を受ける場合 次の(1)から(3)までの区分ごとに、申請する区分に該当する品目数につき十四万六千六百円に、申請する区分に該当する品目数に三千七百円を乗じて得た額及びその区分に関与する製造販売業者数に一万二千五百円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(1) 無菌原薬</p> <p>(2) 最終滅菌法</p> <p>(3) 無菌操作法</p> <p>イ 一般医薬品（ア及び調査を受ける製造所において包装等のみを行うもの又は保管のみ（最終製品を除く。）を行うものを除く。）に係る次の(1)から(6)までの区分の調査を受ける場合 次の(1)から(6)の区分ごとに、一回の調査につき十万四千七百円に、申請する区分に該当する品目数に千八百円を乗じて得た額及びその区分に関与する製造販売業者数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(1) 原薬</p> <p>(2) 生薬原薬</p> <p>(3) 生薬製剤</p> | | |

| | |
|---|---|
| <p>五十四 法第十四条の二第一項の規定に基づく医薬部外品に係る製造工程の区分ごとの適合性調査を受けようとする者</p> | |
| <p>医薬部外品区分適合性調査申請手数料</p> | |
| <p>ア 無菌医薬部外品（調査を受ける製造所において包装等のみを行うもの又は保管のみ（最終製品を除く。）を行うものを除く。）に係る次の(1)から(3)までの区分の調査を受ける場合 次(1)から(3)の区分ごとに、一回の調査につき十四万六千六百円に、申請する区分に該当する品目数に三千七百円を乗じて得た額及びその区分に關与する製造販売業者数に一万二千五百円を乗じて得た額を加算した額 (1) 無菌原薬</p> | <p>ウ 医薬品（無菌医薬品及び一般医薬品に限る。）であつて、調査を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等のみを行う区分に係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五万七千八百円に品目数に八百円を乗じて得た額及びその区分に關与する製造販売業者数に六千円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>エ 医薬品（無菌医薬品又は一般医薬品の最終製品を除く。）であつて、調査を受ける製造所において保管のみを行う区分に係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五万七千八百円に品目数に八百円を乗じて得た額及びその区分に關与する製造販売業者数に六千円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(4) 固形製剤 (5) 半固形製剤 (6) 液剤</p> |
| <p>エ 医薬部外品（最終製剤を除く。）であつて、調査を受ける製造所において保管のみを行う区分に係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五万七千八百円に品目数に八百円を乗じて得た額及びその区分に關与する製造販売業者数に六千円を乗じて得た額</p> <p>イ 一般医薬部外品（ア及び調査を受ける製造所において包装等のみを行うもの又は保管のみ（最終製品を除く。）を行うものを除く。）に係る次の(1)から(6)までの区分の調査を受ける場合 次(1)から(6)の区分ごとに、一回の調査につき十萬四千七百円に、申請する区分に該当する品目数に千八百円を乗じて得た額及びその区分に關与する製造販売業者数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(1) 原薬 (2) 生薬原薬 (3) 生薬製剤 (4) 固形製剤 (5) 半固形製剤 (6) 液剤</p> <p>ウ 医薬部外品であつて、調査を受ける製造所において当該医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行う区分に係る調査のみを受ける場合 一回の調査につき五万七千八百円に品目数に八百円を乗じて得た額及びその区分に關与する製造販売業者数に六千円を乗じて得た額を加算した額</p> | <p>最終滅菌法 (2) 無菌操作法 (3) 無菌操作法</p> |

第一条第一項の表中第三十九号から第四十二号までを削り、同表第三十八号中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同号を第四十八号とし、同表第三十七号中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同号を第四十七号とし、同

| | | |
|--|------------------------------|--|
| <p>五十五 第十四条の七の二 第三項の規定に基づく医薬品の変更計画に係る適合性の確認を受けようとする者</p> | <p>医薬品変更計画 適合性確認申請 手数料</p> | <p>た額を加算した額</p> |
| <p>五十六 第十四条の七の二 第三項の規定に基づく医薬品の変更計画に係る適合性の確認を受けようとする者</p> | <p>医薬品外品変更 計画適合性確認 申請手数料</p> | <p>ア 無菌医薬品(ウ及びエに掲げるものを除く。) 一品目につき七万六千五百円 イ 一般医薬品(ウ及びエに掲げるものを除く。) 一品目につき五千三百円 ウ 医薬品外品であって、確認を受ける製造所において当該医薬品外品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円 エ 医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)であって、確認を受ける製造所において当該医薬品の製造工程のうち包装等のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円 イ 一般医薬品(無菌医薬品又は一般医薬品の最終製品を除く。)であって、確認を受ける製造所において保管のみを行うもの 一品目につき二万八千九百円</p> |

表中第三十六号を第四十六号とし、第三十五号を第四十五号とし、同表第三十四号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同号を第四十四号とし、同表第三十三号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同号を第四十三号とし、同表第三十二号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同号を第四十二号とし、同表第三十一号を第四十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

| | | |
|--|------------------------|---|
| <p>四十 法第十三条の二の二 第四項の規定に基づく化粧品等の登録の更新の申請者</p> | <p>化粧品製造業登録更新申請手数料</p> | <p>化粧品の製造工程のうち保管のみを行うものに係る登録の更新の場合 一件につき二万二千四百円</p> |
|--|------------------------|---|

第一条第一項の表第三十号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同号を第三十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

| | | |
|---|--------------------------|---|
| <p>三十八 法第十三条の二の二 第四項の規定に基づく医薬品外品の保管のみを行う製造業の登録の更新の申請者</p> | <p>医薬品外品製造業登録更新申請手数料</p> | <p>医薬品外品の製造工程のうち保管のみを行うものに係る登録の更新の場合 一件につき二万二千四百円</p> |
|---|--------------------------|---|

第一条第一項の表第二十九号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同号を第三十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

| | | |
|---|------------------------|---|
| <p>三十六 法第十三条の二の二 第四項の規定に基づく医薬品の保管のみを行う製造業の登録の更新の申請者</p> | <p>医薬品製造業登録更新申請手数料</p> | <p>医薬品(無菌医薬品及び一般医薬品に限る。)の製造工程のうち保管のみを行うものに係る登録の更新の場合 一件につき二万四千五百円</p> |
|---|------------------------|---|

第一条第一項の表第二十八号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同号を第三十五号とし、同表中第二十七号を第三十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

| | | |
|---|----------------------|--|
| <p>三十三 法第十三条の二の二 第一項の規定に基づく化粧品の登録の申請者</p> | <p>化粧品製造業登録申請手数料</p> | <p>化粧品の製造工程のうち保管のみを行うものに係る登録の場合 一件につき二万九千四百円</p> |
|---|----------------------|--|

第一条第一項の表第二十六号を第三十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

| | | |
|--|------------------------|--|
| 三十一 法第十三条の二の 二第一項の規定に基づく 医薬部外品の保管のみを 行う製造業の登録の申請 者 | 医薬部外品製造 業登録申請手 料 | 医薬部外品の製造工程のうち保管 のみを行うものに係る登録の場合 一件につき二万九千四百円 |
|--|------------------------|--|

第一条第一項の表第二十五号を第三十号とし、同号の前に次の一号を加える。

| | | |
|--|-------------------|---|
| 二十九 法第十三条の二の 二第一項の規定に基づく 医薬品の保管のみを行う 製造業の登録の申請者 | 医薬品製造業登 録申請手数料 | 医薬品（無菌医薬品及び一般医薬 品に限る。）の製造工程のうち保 管のみを行うものに係る登録の場 合 一件につき三万六千六百円 |
|--|-------------------|---|

第一条第二項の表第二十四号を第二十八号とし、同表第二十三号中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同号を第二十七号とし、同表第二十二号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同号を第二十六号とし、同表第二十一号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同号を第二十五号とし、同表第二十号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同号を第二十四号とし、同表第十九号を第二十三号とし、第八号から第十八号までを四号ずつ繰り下げ、同表第七号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「政令」という。）を「政令」に改め、同号を第十一号とし、同表第六号中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、同号の前に次の四号を加える。

| | | |
|---|--|--------------|
| 三 法第六条の二第一項の 規定に基づく地域連携薬 局又は法第六条の三第一 項の規定に基づく専門医 療機関連携薬局の認定の 申請者 | 地域連携薬局又 は専門医療機関 連携薬局認定申 請手数料 | 一件につき一万二千二百円 |
| 四 法第六条の二第四項又 は法第六条の三第五項の 規定に基づく認定の更新 の申請者 | 地域連携薬局又 は専門医療機関 連携薬局の認定 更新申請手数料 | 一件につき一万二千二百円 |

五 医薬品、医療機器等の
品質、有効性及び安全性
の確保等に関する法律施
行令（昭和三十六年政令
第十一号。以下「政令」
という。）第二条の八の
規定に基づく地域連携薬
局又は専門医療機関連携
薬局の認定証の書換え交
付を受けようとする者

| | |
|--|------------|
| 地域連携薬局又 は専門医療機関 連携薬局の認定 証書換え交付手 数料 | 一件につき二千五百円 |
|--|------------|

六 政令第二条の九の規定
に基づく地域連携薬局又
は専門医療機関連携薬局
の認定証の再交付を受け
ようとする者

| | |
|--|------------|
| 地域連携薬局又 は専門医療機関 連携薬局の認定 証再交付手数料 | 一件につき三千三百円 |
|--|------------|

第一条第一項の表に次のように加える。

| | | |
|---|-------------------|------------|
| 八十四 政令第二十六条の 四第一項の規定に基づく 医薬品等区分適合性調査 に係る基準確認証の書換 え交付を受けようとする 者 | 基準確認証書換 え交付手数料 | 一件につき二千五百円 |
| 八十五 政令第二十六条の 五第一項の規定に基づく 医薬品等区分適合性調査 に係る基準確認証の再交 付を受けようとする者 | 基準確認証再交 付手数料 | 一件につき三千三百円 |

第一条第三項を次のように改める。

3 既に納付された手数料（第一項の表の第五号、第六号、第十一号から第十六号まで、第十八号、第十九号、第六十五号から第七十号まで、第七十二号から第七十七号まで及び第八十二号から第八十五号までに規定する手数料を除く。）は、返還しない。
第二条第一号中「（医薬品、医薬部外品又は医療機器であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係る事務に係るものを除く。）」を削る。
第四条を第五条とする。

第三条第一項第三号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改め、同条第二項中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、福島市及び郡山市が処理することとする。

- 一 法第六条の二第二項の規定による申請書の受理及び知事への送付
- 二 法第六条の二第四項の規定による申請書の受理及び知事への送付
- 三 法第六条の三第二項の規定による申請書の受理及び知事への送付
- 四 法第六条の三第五項の規定による申請書の受理及び知事への送付
- 五 法第六十九条第三項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問
- 六 政令第二条の八第二項に規定する申請書の受理及び知事への送付
- 七 政令第二条の九第二項に規定する申請書の受理及び知事への送付
- 八 政令第二条の十に規定する認定証の受理及び知事への送付
- 九 省令第十六条の三第一項に規定する届書の受理及び知事への送付

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第六十九号

福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

正する条例

福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第十七条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物）をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第七十号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 児童家庭支援センター（第一百十條―第一百十二條）」を「第十四章 児童家庭支援センター（第一百十條―第一百十二條）」に改める。

雑則（第一百十三條）に改める。

第三十條第一項第四号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第三十八條第一項第四号及び第五十九條第一項第四号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に、「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第八十二條第四項中「児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「第一項各号に掲げる施設及び場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

第九十三條第一項第四号及び第一百一條第一項第四号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に、「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十五章 雑則

（電磁的記録）

第一百十三條 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第二条第二項中「第六十條第四号」を「第六十條第一項第四号」に、「第一百二條第四号」を「第一百二條第一項第四号」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十條第一項第四号、第三十八條第一項第四号、第五十九條第一項第四号、第九十三條第一項第四号及び第一百一條第一項第四号の改正規定並びに次項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、改正後の条例に規定する乳児院等の長として勤務し

ている者とみなす。

(児童家庭課)

福島県条例第七十一号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十四条」の下に「第八十五条」を加える。
 第六条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。
 第七条第七項中「第一項第二号ア及び第四項第一号」を「第一項第二号ア、第四項第一号及び次項」に改める。
 第五十二条第二項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。
 第六十七条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。
 第八十一条第一項中「第六十七条第一項、第二項及び第四項」を「第六十七条第一項から第三項まで及び第五項」に、「一」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」を「一」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」とあるのは「指定通所支援の」に、「同条第三項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」を「同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」に、「同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」を「同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援の」に、「同条第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」を「同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」に改める。

第八十四条を第八十五条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第八十四条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十四条第一項(第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第八十条において準用する場合を含む。)、第十八条(第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十、第七十二条の十四及び第八十条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法)による他人の知覚によって認識することができない方法を用いることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第七十二号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」の下に「第六十条」を加える。
 第五十九条を第六十条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十一条(第五十八条において準用する場合を含む。))、第十五条第一項(第五十八条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方法)による他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法)による他人の知覚によって認識することができない方法を用いることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第七十三号

福島県林業研究センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

福島県林業研究センター使用料及び手数料条例(平成十二年福島県条例第百十八号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「及び試験」を、「試験」に改め、「受けようとする者」の下に「及び林業に関する知識及び技術の習得を目的に実施する林業アカデミーふくしまの研修のうち林業就業希望者を対象とした長期研修(以下「就業前長期研修」という。)を受講しようとする者(以下「研修生」という。)」を加える。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、就業前長期研修の受講手数料にあつては、納入通知書により、次の各号に掲げる期の区分に応じ、年額の二分の一に相当する額を、それぞれ当該各号に定める期日までに納付しなければならぬ。

一 前期(四月一日から九月三十日まで) 四月末日

二 後期(十月一日から翌年三月三十一日まで) 十月末日

第三条に次の二項を加える。

2 前項に規定する納入期限が民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百四十二条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納入期限とする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認められる者については、申請により、十五日以内に限り、受講手数料の納入期限を延期することができる。

第四条を次のように改める。

(使用料等の免除)

第四条 研修生が受講を休止した場合において、その休止期間が前条第一項各号に規定する前期又は後期の初日から末日までにわたるときは、その期の分の受講手数料は、免除する。

2 研修生が前条第一項各号に規定する前期又は後期の納入期限前に受講を辞退する場合は、その期の分の受講手数料は、免除する。

3 知事は、公益上必要があると認めるときは、使用料又は手数料の全部又は一部を免除することができる。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、就業前長期研修の受講手数料の全部又は一部を免除することができる。

| | | |
|-----------------------|----|----------|
| 林業アカデミーふくしま就業前長期研修の受講 | 年額 | 一一八、八〇〇円 |
|-----------------------|----|----------|

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
2 この条例の規定による林業アカデミーふくしま就業前長期研修の研修生募集のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行前においても行うことができる。

(林業振興課)

福島県条例第七十四号

福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

福島県立特別支援学校条例(昭和二十九年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表福島県立大笹生支援学校の項の次に次のように加える。

福島県立だて支援学校

伊達市

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(特別支援教育課)